

協議第 27 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 26 日

佐賀県西部 1 市 3 町合併協議会  
会 長 古 庄 健 介

慣行の取扱いについて
市章については、合併までに検討し、合併時に制定する。市の木、花、歌及び市民憲章、市民表彰、宣言については合併後に調整する。 名誉市民制度については合併後に調整する。ただし、すでにその称号を贈られている各名誉市町民についてはこれを新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協 定 項 目	慣行の取扱いについて	関 係 項 目
調 整 の 内 容	市章については、合併までに検討し、合併時に制定する。市の木、花、歌及び市民憲章、市民表彰、宣言については合併後に調整する。 名誉市民制度については合併後に調整する。ただし、すでにその称号を贈られている各名誉市町民についてはこれを新市に引き継ぐ。	

項目	現 況				調整の具体的内容
	武雄市	山内町	塩田町	嬉野町	
市町章	 武雄の「た」を図案化して躍進観光都市を発展的雄飛の象徴として表現した泉都武雄の紋章 (昭和30年4月1日制定)	 山内町の山の字を図案化、中央の円は太陽を意味し、町民の団結と平和を表現している。 (昭和43年11月11日制定)	 (昭和36年8月16日制定)	 嬉野の「ウレシノ」に温泉およびお茶の「み、つば」を図案化したもので、躍進する観光都市を発展的雄姿の象徴として表現したもので (昭和31年6月18日制定)	市章については、合併までに検討し、合併時に制定する。  市の木、花、歌については、合併後に調整する。
市町木	うめ(昭和57年2月制定)	櫻(昭和59年4月制定)	椎の木(昭和60年10月制定)	茶(昭和53年12月制定) ケヤキ(昭和62年7月制定)	
市町花	つつじ(昭和57年2月制定)	山茶花(昭和59年4月制定)	さくら(昭和60年10月制定)	ふじ(昭和53年12月制定)	
市町歌	武雄温泉音頭	山内音頭	塩田音頭	うれしのほほん湯遊You	
市町民憲章	(市民憲章) みんなの誓い(昭和59年4月1日制定) 市制30周年を記念して制定。 みんなの誓い わたしたちは武雄市民です。 わたしたちのまち武雄は、わたしたち一人ひとりの心がつくるもの。 ふるさと武雄をさらに素晴らしいまちにするために..... 1 花とみどりを愛し、美しく清潔なまちをつくりまします。 1 人と人とのふれあいを大切に、明るく住みよいまちをつくりまします。 1 仕事を愛し、活気ある豊かなまちをつくりまします。 1 スポーツと文化に親しみ、健やかな心と身体をつくりまします。 1 思いやりと感謝の心で、まちを訪れる人をあたたかく迎えます。	(町民憲章) (平成4年11月15日制定) 庁舎落成を記念して制定 わたしたちは山内町民です。 黒髪山と神六山のふもと、美しいみどりと水香り高い歴史と文化に恵まれた山内町をさらにすばらしい住みよい町にするためにわたしたちは、一人ひとりの心を力をあわせて 一、自然環境を守り花とみどりを愛し、清潔なまちをつくりまします。 一、人と人とのふれあいを大切に、あたたかいまちをつくりまします。 一、文化を育て、スポーツに親しみ、すこやかなまちをつくりまします。 一、地域に根ざす産業の発展に取り組み、豊かなまちをつくりまします。 一、老人を敬い子どもをいつくしみ、夢ふくらむ町をつくりまします。	(塩田町民憲章) (昭和55年4月1日制定)  わたしたちは、朝夕秀峰唐泉山を仰ぎ悠々たる塩田川の流れとともに生活し、たくましく前進する希望にあふれた町民です。 わたしたちは、町民であることに誇りと責任を感じ「五つの誓い」をかかげて実践し明るく住みよい豊かな町づくりに努めます。 1 自然と伝統を生かし美しい町をつくりまします。 1 仕事に励み豊かな暮らしの町をつくりまします。 1 きまりを守り安全で楽しい町をつくりまします。 1 体育と文化に親しみ活力にみちた町をつくりまします。 1 お互いに助け合いうるおいのある町をつくりまします。	(町民憲章) (昭和53年12月22日制定)  嬉野町民憲章 美しい水と豊かな緑、天然の温泉にめぐまれた私たち町民は郷土の限りない発展と幸福を願いこの憲章を定めます。 1 心をあわせ明るい家庭を作りまします 1 自然の恵みに感謝し仕事に励みまします 1 体育と文化に親しみ若い力を育てまします 1 清潔な環境づくりにつとめ長寿の町をつくりまします 1 あたたかい心で旅行者を迎えまします	市民憲章については、合併後に調整する。

協 定 項 目	慣行の取扱いについて	関 係 項 目	
調 整 の 内 容			

項目	現 況				調整の具体的内容
	武雄市	山内町	塩田町	嬉野町	
名 誉 市 町 民	<p>武雄市市民栄誉賞</p> <p>武雄市市民栄誉賞条例に基づき、市民栄誉賞（表彰状及び記念章）の授与を随時行う。</p> <p>（受賞者）</p> <p>市民若しくは市内の団体または市に縁故の深いもの</p> <p>（平成 8 年 1 2 月 2 5 日制定）</p>	<p>山内町名誉町民に関する条例（称号を与える条件）</p> <p>公共福祉の増進又は文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で世の敬仰を受けた本町住民又は本町に縁故の深い者にその称号を贈る。</p> <p>（選定）</p> <p>町長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>（顕彰）</p> <p>事績を一般に公表し顕彰する。</p> <p>（待遇）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 町の公の式典参加</li> <li>2 功績碑の建立</li> <li>3 死亡時に町公葬を行い、弔慰金の贈呈</li> </ol> <p>・名誉町民 2 人（いずれも故人 2 人）</p> <p>（昭和 4 7 年 1 2 月 2 7 日制定）</p>	<p>塩田町名誉町民表彰</p> <p>塩田町名誉町民条例に基づき、名誉町民賞（表彰状）の授与を随時行う。</p> <p>（受賞者）</p> <p>本町の発展、福祉の増進又は産業の振興、芸術文化の発展等に貢献し、その功績が顕著で町民が深く尊敬し感謝するにたる者</p> <p>・名誉町民 1 人（故人 1 人）</p> <p>（平成 2 年 3 月 2 4 日制定）</p>	<p>嬉野町名誉町民</p> <p>嬉野町名誉町民条例に基づき、嬉野町名誉町民の称号を贈る</p> <p>（受賞者）</p> <p>本町住民又は本町に縁故の深い者で公共福祉の増進、又は文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で世の敬仰を受ける者</p> <p>・名誉町民 3 人（うち故人 2 人）</p> <p>（平成 4 8 年 3 月 2 6 日制定）</p>	<p>名誉市民制度については、新市において調整する。</p>
市 町 民 表 彰	<p>武雄市表彰</p> <p>武雄市表彰条例及び武雄市表彰規則に基づき、市政功労者及び善行者を表彰する。</p> <p>（功労表彰）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の特別職（12 年以上）</li> <li>・市議会議員（12 年以上）</li> <li>・行政協力員(12 年以上)</li> <li>・非常勤の特別職（各部門により 12 年以上～30 年以上の区分あり）</li> <li>・常勤の職員（25 年以上）</li> <li>・地方自治の発展及び市の公益に関し業績顕著な者または団体</li> </ul> <p>（善行表彰）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の模範となるような行いをした者</li> <li>・市の公益のために多額の寄付をした者</li> </ul> <p>または団体</p> <p>（昭和 4 1 年 1 2 月 2 6 日制定）</p>	<p>山内町篤行者功労者表彰規程（被表彰者）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政治、産業、経済、文化その他公共の事業に尽瘁し功労顕著である者</li> <li>2 常時の職員で満 1 5 年以上勤務し特に功労顕著である者</li> <li>3 非常勤の職員で満 1 2 年以上勤続し功労がある者</li> <li>4 常勤又は非常勤の職員で勤続年数が前記の年数に満たないが特殊の功労がある者</li> <li>5 地方の模範となるべき行為がある者</li> </ol> <p>（表彰）</p> <p>表彰状又は感謝状を授与し、副賞として金品を添える場合もある。</p> <p>（昭和 3 1 年 2 月 2 9 日制定）</p>	<p>塩田町表彰</p> <p>塩田町表彰規則に基づき、町政功労者等を表彰する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治の進展に貢献</li> <li>2 教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献</li> <li>3 産業の開発振興に貢献</li> <li>4 社会事業に貢献</li> <li>5 民生の安定に貢献</li> <li>6 保健衛生に貢献</li> <li>7 納税貯蓄に貢献</li> <li>8 風教の善導その他社会教化に貢献</li> <li>9 治安の維持、人命救助その他水火災の防護に挺身</li> <li>10 運輸交通に貢献</li> <li>11 奇特の行為あり、又は篤行にして町民の模範とするに足りるもの</li> <li>12 その他特に表彰することを適当と認めるもの</li> </ol> <p>（昭和 3 5 年 4 月 1 日制定）</p>	<p>嬉野町表彰</p> <p>嬉野町表彰条例及び嬉野町表彰条例施行規則に基づき、町政功労者及び善行者を表彰する。</p> <p>（町政功労表彰）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として 6 0 歳以上</li> <li>・特例として 6 0 歳以下でも下記（イロハニ）に該当する者</li> <li>イ 特に功労があると認められる者</li> <li>ロ 早く表彰する必要がある者（病弱等）</li> <li>ハ 善行、人命救助、発明等急を要する者</li> <li>ニ その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体の要職（理事長、副理事長、理事）に 1 5 年以上その業務に精励し、向上発展に尽力した者</li> <li>・永年にわたり自営業に精励するとともに、産業の開発振興に多大の貢献をし、かつ地域福祉の向上に尽力した者</li> <li>・一般私企業に従事する勤労者で、同一事業所に 3 0 年以上勤務し、他の模範として創意工夫により生産性の向上に功績顕著な者</li> <li>・グループ、地区、班等を単位とし功績顕著な団体</li> <li>・その他、人の嫌うような仕事に熱心に従事している者、目立たない下積みの職業にある者、伝統継承者、ボランティア活動者等</li> </ul> <p>・（「輝き！」嬉野町民賞）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術、芸術に輝かしい成果を収めた者または団体、スポーツ競技に優秀な成績を収めた者または団体、文化、スポーツで輝かしい活躍をし、町の名声を高めた者または団体等</li> </ul> <p>（昭和 3 8 年 9 月 3 0 日制定）</p>	<p>市表彰については、新市において調整する。</p>

佐賀県西部 1 市 3 町合併協議会 協議事項調整内容

佐賀県西部 1 市 3 町合併協議会

協 定 項 目	慣行の取扱いについて	関 係 項 目	
調 整 の 内 容			

項目	現 況				調整の具体的内容
	武雄市	山内町	塩田町	嬉野町	
宣 言 関 係	(都市宣言) 「暴力追放安全都市宣言」(S39.6) 「交通安全都市宣言」(S41.10) 「非核年宣言」(S59.9) 「健康都市宣言」(S61.9) 「ゆとり宣言」(H3.6) 「福祉のまちづくり宣言」(H7.6)	宣言等 暴力追放安全都市に関する宣言 (S39.7) 交通安全都市宣言 (S42.11) 暴走行為追放に関する決議 (S56.3) 暴力追放に関する決議 (S59.12) シートベルト及びヘルメット着用を推進する決議 (S59.12) 暴力・テロ行為の排除に関する決議 (H2.9) コメ市場開放阻止宣言の町 (H5.6) 福祉のまちづくり宣言 (H7.6) 非核・平和の町宣言 (H13.9)	(都市宣言) 「非核・平和宣言の町」(H12.12)	(都市宣言) 「非核、平和宣言の町」(H10.9)  (決議 嬉野町議会) 「飲酒運転追放に関する決議」(H10.9) 「交通安全の町決議」(S37.6) 「シートベルト着用推進に関する決議」 (S60.3)  (決議 嬉野町交通対策協議会) 「暴走族追放に関する決議」(S58.8)	宣言については、新市において必要性も含めて検討する。